

(別紙)

## 適正工期見積り運動

### ～工期の見積りは「工期に関する基準」に沿って～

令和5年9月14日  
一般社団法人全国建設業協会

#### 1. 目的

建設業において時間外労働の上限規制の適用が令和6年4月に迫る中、本会で令和3年より実施している2+360運動を推進するに当たり、工期の適正化が大きな課題となっている。また、令和5年3月には齊藤国土交通大臣と建設関係4団体との意見交換会でも、「建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと」の申し合わせが行われた。

会員企業からは、市町村発注工事や民間発注工事についても、「適正な工期」を確保して欲しいとの声がある。

こうした状況に鑑み、本会として、発注者に「適正な工期」を求めるのは当然であるが、受注者である会員企業としても、発注者から工期の見積り・提案を求められた場合には、「工期に関する基準」(中央建設業審議会)に沿った見積り・提案を行うことを通じて、発注者の理解を得つつ「適正な工期」の実現を図る、「適正工期見積り運動～工期の見積りは「工期に関する基準」に沿って～」を展開することとする。

#### 2. 対象工事

公共・民間を問わず、工期の見積り・提案を求められた全ての工事を対象とする。

#### 3. 運動

発注者から工期の見積り・提案を求められた場合は、「工期に関する基準」(中央建設業審議会)に沿ったものとする。

「工期に関する基準」(抄)については、裏面参照。

なお、これは、見積り・提案を求められる場合の初回の見積り・提案に限るものであり、その後の発注者との工期の交渉に当たっては、会員企業の判断の下で、できるかぎり適正な工期の確保に努める。

## 「工期に関する基準」中央建設業審議会勧告（抄）

○工期設定においては、以下の事項を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

### 1. 週休2日の確保

### 2. イベントによる不稼働日

- 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日
- 駅伝やお祭り等、交通規制が行われる時期
- 農業用用水等の落水時期 等

### 3. 自然要因による不稼働日

- 降雨日・降雪日（雨休率の設定等）
  - ※雨休率については、地域ごとの数値のほか、0.7を用いることも可。
- 河川の出水期における作業制限
- 寒冷・多雪地域における冬期休止期間（冬期における施工の困難性、及びそれに伴う夏期への工事の集中（特に北海道）） 等

### 4. 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（厚生労働省）を踏まえた対応

- 適正な労働時間（朝礼、所定服への着替、準備体操、業務の後始末等が労働時間であることを認識） 等

### 5. 準備に要する時間

- 資機材の調達・人材の確保・資機材の保管場所の設置
- 現場事務所の設置、駐車場の確保、宿泊施設の手配 等

### 6. 後片付けに要する時間

- 完了検査・引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け・原形復旧 等

等